

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例
及び札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例案

令和 7 年（2025 年）9 月 24 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例
及び札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例

（札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「養育するため 1 日の勤務時間の全部又は一部」に、「又は介護時間」を「、介護時間」に改める。

（札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「養育するため 1 日の勤務時間の全部又は一部」に、「又は介護時間」を「、介護時間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

取得範囲を拡大した部分休業に係る給与について、市長部局の職員の取扱いに合

わせて減額して支給することとするため、本案を提出する。